

みなさまの保険情報

INSURANCE INFORMATION

TOPIC

地震保険等が改定されました!!

～いざというときのためにしっかり備えておきましょう!～

地震保険が2016年4月1日に改定されました。今や、日本のどこで大地震が起きてもおかしくありません。いざというときのためにしっかり備えておくことが大事です。

地震保険の総支払限度額の引上げ

地震災害は巨額の保険金支払いをもたらす可能性があるため、保険責任の大半を政府が再保険により引き受けています。しかし、いかに政府といえども財政負担には限度があるため、1回の地震等における民間責任部分も含めた保険金の総支払限度額を定めています。この金額は関東大震災クラスの地震が発生しても支払保険金の総額がこの額を超えることがないように定められています。

2016年4月に、この限度額が7兆円から11兆3,000億



平成28年熊本地震で倒壊した家屋

円に引き上げられました。地震保険の保有件数が増えたことや今後の加入者の増加に備えるための対応といえます。

ちなみに東日本大震災では約1兆2,654億円、平成28年熊本地震では約1,811億円の保険金が支払われています（5月23日現在）。

長期優良住宅認定制度の改正に伴って地震保険の耐震等級割引を改定

地震保険料の割引が適用できる長期優良住宅の認定対象は、従来、2009年6月4日以降の新築住宅が対象でした。しかし、2016年4月1日からは、新築住宅に加えて、4月1日以降に認定申請を行った既存住宅の増築や改築も対象になりました。これに伴い、地震保険の割引制度も改定されました（表）。

地震保険は単独ではなく、火災保険に付帯して加入します。2014年度の付帯率は約6割と決して高くないのが現状です。

地震保険は、私たちが安心して加入できるように各制度の内容は変わっていきます。2017年には地震保険の改定が予定されています。自分がどのような備えをしておくべきかなどについて、保険会社や地域の保険代理店に相談してみてください。

■長期優良住宅認定制度の改正点

		2016年3月末まで	2016年4月1日以降
増築・改築 既存住宅の	認定対象	認定対象外	2016年4月1日以降に認定申請を行った既存住宅の増築・改築（建築年月や増改築年月を問いません）
	耐震性の認定基準	—	次のいずれかの要件を満たすこと。 ①耐震等級1以上の基準に適合 ②品確法に定める免震建築物

(注) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律が施行された、2009年6月4日以降の新築住宅が対象ですが、その取扱いは変更ありません。

■長期優良住宅認定制度改正に伴う耐震等級割引の適用方法の一部改定

		2016年3月末まで	2016年4月1日以降
提出の割引確認資料が下記①、②に該当する場合に適用される耐震等級割引・等級2・30%			提出の割引確認資料が下記①、②に該当する場合に適用される耐震等級割引 ・新築：等級2・30% ・増築・改築：等級1・10%
①長期優良住宅の認定申請の際に使用する「技術的審査適合証」（写）において、免震建築物であること、または耐震等級が確認できない場合 ②「認定通知書」など長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類（写）のみを提出した場合			

(注) 確認資料から「免震建築物であること」または「耐震等級」が判定できた場合、最大50%の割引が適用されます。



「再保険」とは？ 保険会社が引受けた契約上の責任の一部または全部を他の保険者に移転し、リスクを分散する仕組みです。巨額なリスクも分散することで引受けが可能となります。